

伊丹市規則第 4 3 号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊丹市長 中田 慎也

一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第４３号）

（一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第１条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和３２年規則第１３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（届出） 第15条の３ 職員は、新たに、条例第13条の３第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を庶務事務システムにより速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、市長が定める様式の通勤届により届け出ることができる。<u>同条同項</u>の職員が住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合も同様とする。 2 （略）	（届出） 第15条の３ 職員は、新たに、条例第13条の３第１項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を庶務事務システムにより速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、庶務事務システムにより難しい場合は、市長が定める様式の通勤届により届け出ることができる。<u>同項</u>の職員が住居、通勤経路、通勤方法若しくは同条第３項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額<u>若しくは駐車場の料金</u>に変更があつた場合も同様とする。 2 （略）

(確認及び決定)

第15条の4 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第15条の8 条例第13条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号による額の総額とする。この場合において、交通機関等の一部について算出した額が150,000円を超える場合は、その余の算出を省略することができる。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間（条例第13条の3第6項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員、在宅勤務等手当を支給される職員その他の職員で1箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者

(確認及び決定)

第15条の4 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）若しくは第15条の9の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類又はこれらの写し（以下「定期券等」という。）の提示又は提出を求める等の方法により確認し、その者が条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

第15条の8 条例第13条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次の各号による額の総額とする。この場合において、交通機関等の一部について算出した額が150,000円を超える場合は、その余の算出を省略することができる。

(1) 交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間（条例第13条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員、在宅勤務等手当を支給される職員その他の職員で1箇月当たりの平均通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者

等」という。)について、この額が次号の場合による額に支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、同号の場合による額とする。

(2)・(3) (略)

(併用者の区分及び支給額)

第15条の8の4 条例第13条の3第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第13条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同項第1号に定める額

(3) 条例第13条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同項第2号に定める額

等」という。)について、この額が次号の場合による額に支給単位期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、同号の場合による額とする。

(2)・(3) (略)

(併用者の区分及び支給額)

第15条の8の4 条例第13条の3第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 条例第13条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額 (駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第1号に定める額

(3) 条例第13条の3第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額 (駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除

く。) 同条第2項第2号に定める額

(駐車場等の要件)

第15条の9の2 条例第13条の3第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 在勤する公署の周辺又は第15条の4の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして任命権者が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第12条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして任命権者が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第15条の9の3 条例第13条の3第3項の規則で定める職員は、第15条の8の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第15条の9の4 条例第13条の3第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円に当該職員の1週間当たりの勤務日数に応じた通勤すべき回数を5で除して得た数を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該額。以下この項において「基本額」という。)とする。ただし、第15条の8の3第1項に規定する職員については、基本額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 任命権者が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第15条の9の2 (略)

2 (略)

3 条例第13条の3第4項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等及び条例第13条の3第2項第2号に定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第13条の3第4項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第15条の10の2 条例第13条の3第5項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) (略)

2 条例第13条の3第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる

(支給日等)

第15条の9の5 (略)

2 (略)

3 条例第13条の3第5項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等(第15条の8の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。)及び条例第13条の3第2項第2号に定める額(第15条の8の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。)をその支給単位期間の月数で除して得た額並びに条例第13条の3第3項第1号に定める額の合計額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、同条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第15条の10の2 条例第13条の3第6項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) (略)

2 条例第13条の3第6項の規則で定める額は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア (略)

イ 第15条の9の2第3項に規定する通勤手当を支給されている場合 150,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

3 条例第13条の3第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の10の3 条例第13条の3第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア (略)

イ 第15条の9の5第3項に規定する通勤手当を支給されている場合 150,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

3 条例第13条の3第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の10の3 条例第13条の3第7項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(事後の確認) 第15条の12 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、適宜確認することができるものとする。	(事後の確認) 第15条の12 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第13条の3第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示<u>若しくは提出</u>を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、適宜確認することができるものとする。
---	--

(伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年伊丹市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(通勤に係る費用弁償の特例) 第13条 (略) 2 (略)	(通勤に係る費用弁償の特例) 第13条 (略) 2 (略) <u>3 前項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が給与条例第13条の3第3項に規定する要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（前項第3号イに掲げる者を除く。）の通勤に係る費用弁償の額</u>

は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用
弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る費用弁償 1箇月につき、次のア又はイに
掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額（その額が
5,000円に当該職員の週勤務日数に応じた通勤すべき回数を5で
除して得た数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該
額）

ア 1の駐車場等を利用する場合 次の（ア）から（ウ）まで
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）まで
に定める額

（ア） 月を単位として駐車場等の料金が定められている場
合 当該料金の額

（イ） 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定
めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の
額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の
端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（ウ） （ア）及び（イ）に掲げる場合以外の場合 任命権
者が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等に
ついて前号ア（ア）から（ウ）までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前項の
規定による額

4 日額又は時間額による報酬を受けるパートタイム会計年度任用

<u>3</u> 前項の規定において算出した1月あたりの運賃等相当額、同項第1号アの定期代相当額を当該定期の通用期間で除して得た額又は同項第3号アに定める額が、150,000円を超える場合は150,000円を、1日当たりの運賃等相当額が7,142円を超える場合は7,142円を限度とする。 <u>4</u> 第2項の通勤に係る費用弁償は、次の各号に掲げる<u>第12条</u>に規定する報酬の支給区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) <u>5</u> (略)	<u>職員に対する前項の規定の適用については、同項中「5,000円に当該職員の週勤務日数に応じた通勤すべき回数を5で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「任命権者が定める額」と読み替えるものとする。</u> <u>5</u> 第2項の規定において算出した1月あたりの運賃等相当額、同項第1号アの定期代相当額を当該定期の通用期間で除して得た額又は同項第3号ア<u>及び第3項第1号に定める額の合計額</u>が、150,000円を超える場合は150,000円を、1日当たりの運賃等相当額が7,142円を超える場合は7,142円を限度とする。 <u>6</u> 第2項<u>及び第3項</u>の通勤に係る費用弁償の支給日は、次の各号に掲げる<u>前条</u>に規定する報酬の支給区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) <u>7</u> (略)
--	---

付 則

(施行期日等)

- この規則は、令和8年8月1日から施行し、この規則による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の一般職員給与規則」という。）の規定及び改正後の伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の会計年度任用職員給与規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年伊丹市条例第19号）の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第438号）第13条の3第3項に規定する「駐車場等」という。以下同じ。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項

の職員たる要件を具備するに至ったもの及び令和８年４月１日から施行日の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）において同項の職員たる要件を具備していたものは、改正後の一般職員給与規則第１５条の３の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

- ３ 施行日前から駐車場等を利用している伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第１３条第１項に規定する会計年度任用職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の会計年度任用職員給与規則第１３条第３項の職員たる要件を具備するに至ったもの及び遡及適用期間において同項の職員たる要件を具備していたものは、改正後の一般職員給与規則第１５条の３の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（通勤に係る費用弁償の内払）

- ４ 改正後の会計年度任用職員給与規則第１３条を適用する場合においては、この規則による改正前の伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第１３条に基づいて支給された通勤に係る費用弁償は、改正後の会計年度任用職員給与規則第１３条の規定による通勤に係る費用弁償の内払とみなす。